

3～5歳児の保護者の皆様へ

10月以降の無償化に伴う給食費の取扱いについて

- 保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、無償化後も引き続き、保護者の皆さまのご負担となります。
- 現在、3～5歳児（2号認定）の給食費は、次のとおりです。
 - ・主食費（お米など）・・・施設にお支払い、または、ご飯を持参
 - ・副食費（おかず）・・・保育料の一部としてお支払い
- 10月からの3～5歳児（2号認定）の給食費は、次のとおりです。
 - ・主食費（お米など）と副食費（おかず）・・・施設にまとめてお支払い、または、施設にご飯を持参し、副食費（おかず）をお支払い
- 3～5歳児（1号認定）の給食費は、これまでどおり、保護者の皆さまのご負担となります。
- ただし、年収360万円未満相当の世帯や第3子以降の子どもは副食費が免除されます。

